

令和7年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査業務委託仕様書

1 委託業務名

男女共同参画社会づくりのための県民意識調査業務

2 事業の目的

本調査は、令和3年度から令和7年度を計画期間とする佐賀県男女共同参画基本計画（第5次計画）の改訂に先立ち、県民の男女共同参画に関する意識を把握するとともに、県民の性別及び年代別の男女共同参画に関する課題やニーズを明らかにし、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の立案・推進に資する基礎資料となるデータの収集及び分析を行うことを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の概要

以下調査を実施する。

「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」

(1) 調査概要

ア 内容

令和8年度に予定している次期男女共同参画基本計画の策定に向けた基礎資料とするため、県における男女共同参画に関する意識と実態を把握する。

イ 調査項目（10項目を予定）

- ①男女の地位について
- ②家庭について
- ③子育てと教育について
- ④職業について
- ⑤社会生活について
- ⑥配偶者等からの暴力について
- ⑦男女共同参画社会の実現について
- ⑧健康意識について
- ⑨回答者の情報
- ⑩意見・要望等

ウ 設問数及び選択肢

調査1件あたり90問程度

※受託者は必要に応じて、専門的な立場から設問内容への助言を行う。

エ 調査対象

(対象範囲) 佐賀県全域

(対象者) 県内在住の満 18 歳以上の男女

(サンプル数) 4,000 サンプル (目安)

オ 調査方法

郵送及びインターネットによる並行調査

調査票を対象者宛送付し、①郵送での回答、②インターネットでの回答を選択できる形とする。

カ その他

- ・アンケートは「やさしい日本語」にも対応すること。
- ・回答率の向上に向けた手法等の具体的な提案をすること。また、回答者の属性の均衡を図るために必要な工夫をすること。

5 委託内容

(1) 調査設問項目の調整

調査設問項目は、県が提示する設問項目案 (含選択肢) に基づき決定する。また、受託者は必要に応じて、専門的な立場から設問内容への助言を行う。

(2) 調査対象者の抽出

①県内各市町の中から調査対象地域の選定

②調査対象地域に居住する対象者の抽出 (県から県内各市町に住民基本台帳閲覧申請を行う。)

③調査対象リストの作成

(3) 調査準備

(調査票等の準備)

①県から提出された調査票の印刷 (A 4、両面、40 頁、1 色、中綴じ、上質 70kg)

②調査票発送用封筒の印刷 (定型外封筒、1 色)

③回収用封筒の印刷 (定型長 3 封筒、1 色)

(インターネット調査の準備)

①インターネット上での回答フォームの作成

・紙調査票と同内容の回答フォームを作成すること。回答フォームはパソコン、スマートフォン、タブレット端末からも回答できるようにすること。作成にあたっては県と協議をすることとする。

・紙調査票に ID 等のナンバーを印刷するなどの方法により、郵送回答とインターネット回答による同一人からの重複回答の有無を識別し、同一者からの回答が重複した場合には、県との協議によりいずれか一方を有効な回答として取り扱うこと。なお、ID 等の

ナンバーの一覧を作成する場合は、調査対象者名簿とは別の一覧として作成し、ID等のナンバーと調査対象者名簿を紐づけて、調査対象者の特定を行わないようにすること。

②説明文書の作成及び郵送

・インターネットによる回答の仕方を説明する文書を作成し、専用ページのURLを二次元コード化して掲載の上、調査票とともに郵送すること。

(4) 調査の実施 (11月初旬頃開始予定)

①調査票を調査対象者あて送付 (11月初旬から下旬ごろ)

②調査対象者から返送された調査票、インターネットからの回答データの整理及び県への提出 (12月末まで)

③回答内容のデータ集計及び分析 (1月から3月ごろ)

(5) 調査票の整理・集計、分析

①設問の各項目とフェースシートの各項目をクロスした集計表及びグラフを作成する。

②受託者は、県の指示に応じて、世代別、継続調査項目の経年変化、各項目間の関連、国における最近の意識調査項目との比較等の分析及びグラフ作成を行う。

③受託者は、事業実施期間を通じて、県の指示に応じて、随時必要なデータの加工及び図表の作成を行うものとする。

(6) 調査結果報告書の作成

報告書 (概要版及び詳細版) の原稿作成 (3月下旬ごろ)

(7) 成果品

①報告書 (概要版及び詳細版) の電子データ

②集計及び分析データ等の電子データ

調査内容 (設問数及び選択肢、調査対象、有効回収サンプル数、調査方法) については、県 (男女参画・女性の活躍推進課) 及び男女参画・女性の活躍推進課がプロポーザル方式で選定した事業者と協議の上決定する。

なお、男女参画・女性の活躍推進課は、決定した内容をもとに仕様を作成し、選定事業者と随意契約 (委託契約) を締結する。

6 その他

(1) 調査設問項目の調整及び調査結果報告書の作成の際には監修者から助言をもらうこと。
監修者は意識調査について専門的知見のある者を県で手配することとする。

(2) 受託業者が本業務委託により生じた成果物の著作権 (著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む) は佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は成果品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

- (3) 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上で利用することとする。二次利用についても同様とする。
- (4) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (5) この契約にあたり、個人情報を取り扱い場合は別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこと。
- (7) 委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
 - ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化